

## 個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	地方公共団体情報システム標準化に対応した介護保険システムへの移行等について
----	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理、外部結合、業務委託）

（担当部課：福祉部介護保険課）

## 事業の概要

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した介護保険システムへの移行
担当課	介護保険課
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（以下、「標準化法」という。）に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区介護保険の被保険者及びその世帯員
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現行の介護保険システムは、令和3年1月から富士通 Japan 株式会社のシステムを導入し、稼働しているが、自治体ごとの情報システムのカスタマイズによって、維持管理や制度改正時の改修業務における負担の増加や、クラウド利用が円滑に進まなくなっている。このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、介護保険事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに介護保険システムを標準化へ対応することが求められている。なお、「標準化法」第5条第1項の規定に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月8日閣議決定）の変更（令和6年12月24日閣議決定）により、事業者のリソースひっ迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（以下「特定移行支援システム」という。）については、概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援することとされている（当区介護保険システムは「特定移行支援システム」に該当。）。併せて、標準化法第10条により、標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>介護保険に関する事務（資格管理、賦課管理、収納管理、滞納管理、給付実績管理、要介護申請・認定管理等）を「標準仕様書」に準拠した介護保険システムへの移行。</p> <p>(2) 外部結合</p> <p>介護保険システム標準化にあたり、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に事業者が構築する標準準拠システムを運用し、ガバメントクラウドとの結合を行う。</p> <p>(3) 業務委託</p> <p>現行システムからガバメントクラウドへのデータ移行作業及び運用保守業務を委託する。</p>

3 対象者

介護保険（令和7年12月末現在）

・被保険者数・・・・・・・・・・・・・・・・67,889人

（参考：被保険者を除く世帯員数・・・16,521人）

※個人情報の流れは、資料56-1のとおり

## 件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した介護保険システムへの移行について

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	資格管理、賦課管理、収納管理、滞納管理、給付実績管理、要介護申請・認定管理等に関する事務
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 新宿区介護保険の被保険者及びその世帯員</li> <li>2 記録項目 資料56-2のとおり</li> <li>3 記録するコンピュータ 介護保険システム(ガバメントクラウド上に構築)</li> </ol>
新規開発・追加・変更の理由	「標準化法」に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
新規開発・追加・変更の内容	現在、資格管理、賦課管理、収納管理、滞納管理、給付実績管理、要介護申請・認定管理等の介護保険に関する事務で運用している介護保険システムを、「標準化法」に基づきガバメントクラウドへ移行する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
新規開発・追加・変更の時期	令和8年4月6日から令和9年1月11日まで(予定) 移行期間 令和9年1月12日から(予定) 本稼働

## 件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した介護保険システムの外部結合について

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	資格管理、賦課管理、収納管理、滞納管理、給付実績管理、要介護申請・認定管理等に関する事務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 個人の範囲 新宿区介護保険の被保険者及びその世帯員</p> <p>2 記録項目 資料56-2のとおり</p>
結合の相手方	デジタル庁(ガバメントクラウドの運用主体)
結合する理由	標準化法第10条において、標準準拠システムの利用においてはガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムに構築する介護保険システムを利用する必要があるため。
結合の形態	情報戦略課が提供する区イントラ端末及び介護保険課又は地域包括ケア推進課が個別導入する端末(高齢者総合相談センター職員用等)から、ガバメントクラウド接続サービスを利用して、介護保険システムが構築されているガバメントクラウドに結合する。
結合の開始時期と期間	令和8年4月(予定)(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

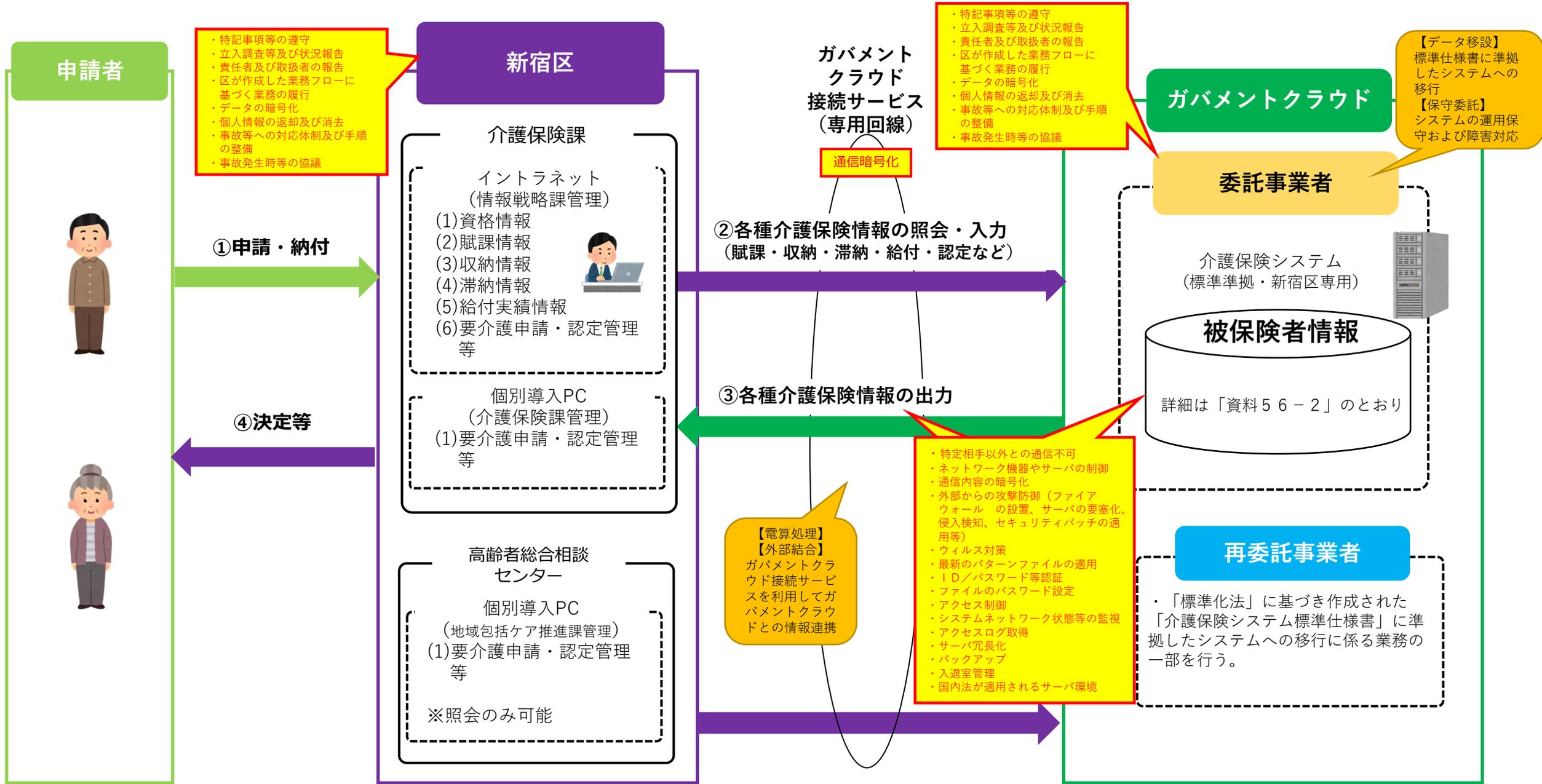
## 件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した介護保険システムへの移行に係る業務の委託について

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	資格管理、賦課管理、収納管理、滞納管理、給付実績管理、要介護申請・認定管理等に関する事務
委託先	富士通 Japan 株式会社 (プライバシーマーク及び ISMS 取得済み)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 対象者 新宿区介護保険の被保険者及びその世帯員 2 情報項目 資料56-2のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的記録媒体(介護保険システム)
委託理由	<p>「標準化法」に基づき、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする地方公共団体情報システムの標準化に対応するため。</p> <p>なお、介護保険システムは、プロポーザルを経て令和3年1月から上記事業者のシステムを導入し、以後保守委託契約を締結している。また、標準システム移行にあたり、令和6年9月に介護保険システムを保有し本区の保守対応可能なベンダー(6社)に調査したところ、令和9年1月までに移行作業を実施可能なベンダーは上記事業者以外になかったため、本移行作業は同社に委託する予定である。</p> <p>標準化法に基づく環境構築委託及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識を有し、現行の介護保険システムを熟知している上記事業者に業務に委託することで、円滑な移行作業の実施が期待できる。</p>
委託の内容	<p>「標準化法」に基づき作成された、「介護保険システム標準仕様書」に準拠したシステムへの移行業務を委託する。</p> <p>また、移行したシステムについて、システムの運用保守および障害対応を委託する。</p> <p>上記に係る業務の一部を再委託する。</p>
委託の開始時期及び期限	令和8年4月6日から令和9年3月31日まで(予定) (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

## 件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した介護保険システムへの移行に係る業務の再委託について

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	資格管理、賦課管理、収納管理、滞納管理、給付実績管理、要介護申請・認定管理等に関する事務
再委託先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちばぎんコンピュータサービス株式会社 (プライバシーマーク、ISO27001取得済)</li> <li>・シンポー情報システム株式会社 (プライバシーマーク、ISO27001取得済)</li> <li>・ファースト株式会社</li> </ul> <p>※ 上記再委託先については、現時点で予定している事業者であり、今後の状況により変更する可能性がある。</p>
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 対象者 新宿区介護保険の被保険者及びその世帯員</p> <p>2 情報項目 資料56-2のとおり</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的記録媒体(介護保険システム)
再委託理由	システム環境構築における一時的な業務負荷増等に対応するため。また、システム環境構築における豊富な実績と技術を有する協力会社に一部の業務を再委託することで、製品知識・技術力・体制と合わせ、より充実したシステム構築体制とするため。
再委託の内容	「標準化法」に基づき作成された「介護保険システム標準仕様書」に準拠したシステムへの移行に係る業務の一部。
再委託の開始時期及び期限	令和8年4月6日から令和9年3月31日まで(予定) (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
再委託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

# 地方公共団体情報システム標準化に対応した介護保険システムへの移行に係る個人情報の流れ



介護保険システム記録項目							
1	住民情報	42	適用除外施設入所者情報	83	特定入所者介護サービス費負担限度額情報	124	意見書詳細情報
2	住登外者情報	43	保険料マスタ情報	84	受領委任払い情報	125	合議体情報
3	支援措置対象者情報	44	年金特別徴収市町村回付情報	85	第三者行為情報	126	認定審査会情報
4	保険者情報	45	特別徴収市町村回付情報	86	居宅サービス計画届出情報	127	認定審査会対象者情報
5	他自治体情報	46	賦課基本情報	87	給付管理票情報	128	認定審査会対象者詳細情報
6	金融機関情報	47	賦課期割情報	88	住宅改修事前申請情報	129	謝金・報酬単価情報
7	金融機関店舗情報	48	減免徴収猶予情報	89	住宅改修費情報	130	認定調査委託料情報
8	医療保険者情報	49	収納履歴情報	90	福祉用具購入費情報	131	意見書作成料情報
9	事業所情報	50	還付充当情報	91	償還払い申請・支給実績情報	132	審査員報酬情報
10	事業所口座情報	51	繰越情報	92	特定入所者介護サービス費負担額差額支給申請情報	133	事業対象者情報
11	事業所サービス種類情報	52	連帯納付義務者情報	93	市町村特別給付情報	134	住所地特例者事業対象者情報
12	事業所受領委任情報	53	過誤納情報	94	軽度者福祉用具貸与例外支給情報	135	総合事業サービスコード情報
13	事業所種別情報	54	滞納管理情報	95	償還払給付額管理処理情報	136	総合事業償還払い申請・支給実績情報
14	事業所送付先情報	55	時効管理情報	96	償還払支給決定者一覧表情報	137	総合事業高額支給対象者情報
15	所属者情報	56	分納計画情報	97	償還払不支給決定者一覧表情報	138	総合事業高額介護申請・支給実績情報
16	所属者職種情報	57	利用者負担減免情報	98	年間高額収入申請情報	139	総合事業年間高額対象者情報
17	所属者口座情報	58	社会福祉法人等利用者負担軽減情報	99	高額算定根拠情報	140	総合事業年間高額支給申請情報
18	所属者送付先情報	59	訪問介護利用者負担額減額情報	100	高額支給対象者情報	141	財産管理情報
19	仕向金融機関情報	60	負担限度額認定情報	101	年間高額対象者情報	142	分納誓約情報
20	不現住情報	61	利用者負担額軽減（離島等地域・中山間地域等）情報	102	高額介護申請・支給実績情報	143	特別徴収該当者情報
21	送付先情報	62	負担割合情報	103	高額障害福祉給付費等対象者情報	144	介護予防・生活支援サービス事業対象者情報
22	連絡先情報	63	非課税年金情報	104	給付支払情報	145	基本チェックリスト情報
23	口座情報	64	給付制限情報（償還払い化）	105	給付実績高額サービス費情報	146	共同処理用受給者異動連絡票情報
24	介護保険世帯情報	65	給付制限情報（一時差止・控除適用）	106	再審査決定通知書情報	147	総合事業年間高額収入申請情報
25	特記事項情報	66	給付制限情報（給付額減額・減額免除）	107	給付実績情報	148	連帯納付義務者滞納管理情報
26	住民税情報	67	給付制限情報（保険給付制限）	108	過誤決定通知書情報	149	連帯納付義務者時効管理情報
27	所得照会情報	68	第2号被保険者保険給付差止情報	109	過誤申立書情報	150	介護保険被保険者資格情報
28	国民健康保険情報	69	個人番号異動連絡票情報	110	再審査申立書情報	151	介護保険被保険者証情報
29	被保険者情報（後期高齢者医療）	70	受給者異動連絡票情報	111	高額医療合算介護（介護予防）サービス費情報	152	介護保険被保険者負担割合情報
30	医療保険加入情報	71	要介護認定情報	112	高額合算自己負担額証明書情報	153	介護保険被保険者減免減額認定証情報
31	生活保護受給者情報	72	要介護認定申請詳細情報	113	年間高額支給申請情報	154	介護保険要介護・要支援認定情報
32	高齢福祉年金受給者情報	73	要介護認定詳細情報	114	高額合算支給額計算結果連絡票情報	155	介護保険主治医意見書等情報
33	境界層者情報	74	サービス種類指定情報	115	高額合算支給（不支給）決定通知書情報	156	介護保険認定審査会資料情報
34	公示送達記録情報	75	介護給付費単位数表情報	116	高額合算支給（不支給）決定者一覧表情報	157	要介護認定進捗状況情報
35	情報照会情報	76	支給限度額情報	117	高額合算給付実績情報	158	居宅サービス計画作成・介護予防サービス計画作成
36	関連ファイル情報	77	基準該当比率情報	118	高額合算自己負担額確認情報	159	介護保険住宅改修費利用情報
37	発行履歴情報	78	地域差区分別給付単価情報	119	開示資料等情報	160	介護保険福祉用具購入費利用情報
38	文言マスタ情報	79	種類別減額給付率情報	120	認定調査予定情報	161	介護被保険者証利用情報
39	被保険者情報	80	利用者負担減免率情報	121	認定調査情報	162	包括同意情報
40	施設入退所者情報	81	高額介護サービス費負担上限額情報	122	認定調査詳細情報	163	原案作成委託料支払業務情報
41	証交付情報	82	特定入所者介護サービス費基準費用額情報	123	意見書情報		

### 3 電算処理にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
開発等を委託する場合 における区が行う 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
	○	区のシステム機器設置場所へ委託先が入退室する場合は、管理（申請、承認、記録）を行う。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施するよう指導するとともに、個人情報データの持出しを禁止する。
	○	プログラムの移行等を行う場合は、外部記録媒体の管理を行い、利用時は第三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。
	○	入力及び取込みテストにおいては、ダミーデータを使うよう指導する。
	○	実データを使用した検証作業は、区職員が実施する（委託先には、必要な支援のみ行わせる）。
	○	モバイルパソコン等の電子計算組織を持込む場合は、事前に区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコン等と区のネットワーク、システム機器及びUSB等の記録媒体と接続をさせないように、区の職員が立ち会う。
	○	データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、双方で事前に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成して実施する。なお、稼働にあたっては必ず仮移行を行うこととし、本稼働はシステムを使用していない時間帯（時間外・休日）に実施し、十分な検証を行う。
開発等を委託する場合 における区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。 システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

### 3 電算処理にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
開発等を委託する場合における委託先に行わせる情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
	○	区のシステム機器設置場所へ委託先が入退室する場合は、区の管理（申請、承認、記録）に従わせる。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告をさせ、区が承認した後に実施させるとともに、個人情報データの持出しを禁止させる。
	○	プログラムの移行等を行う場合は、外部記録媒体の管理を行い、利用時は第三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。
	○	入力及び取込みテストにおいては、ダミーデータを使わせる。
	○	実データを使用した検証作業は、区職員が実施する（委託先には、必要な支援のみ行わせる）。
	○	モバイルパソコン等の電子計算組織を持込む場合は、事前に区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコン等と区のネットワーク、システム機器及びUSB等の記録媒体と接続をさせないように、区の職員の立会いに応じさせる。
	○	データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、双方で事前に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成して実施する。なお、稼働にあたっては必ず仮移行を行うこととし、本稼働はシステムを使用していない時間帯（時間外・休日）に実施させ、十分な検証を行わせる。
開発等を委託する場合における委託先に行わせる情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。	

#### 4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。	
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

#### 4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。	

## 5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	個人情報保護対策
委託にあたり区が行う 個人情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を実施するとともに、委託先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施するよう指導する。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告するよう指導する。
	○	全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築するよう指導する。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。また、電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用して、手渡しで行うよう指導する。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬する。
	○	個人情報の受渡しにあたっては、管理簿に記載する。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにする。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管する。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却し、電子データは消去するよう指導する。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、委託先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに委託先と今後の対応を協議する。
委託にあたり区が行う 個人情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。	
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

## 5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	個人情報保護対策
委託事業者に行わせる 個人情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施させる。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	○	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築させる。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用させ、手渡しで行わせる。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	○	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにさせる。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
委託事業者に行わせる 個人情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。	